

『福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る
実施計画』の一部補正

ならびに

『「福島第一原子力発電所第1～4号機に対する
中期的安全確保の考え方」に基づく
施設運営計画に係る報告書』
および
『福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定』の
変更について

平成25年5月15日



東京電力

東京電力株式会社

実施計画の位置づけ

特定原子力施設への指定と実施計画に基づく規制への移行

◎ 「特定原子力施設」への指定

福島第一原子力発電所は、原子炉等規制法64条の2に基づき、原子力事故が発生し、応急の措置を講じている施設として平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定された。

◎ 「実施計画」に基づく規制・検査

指定後、原子力規制委員会により示された「措置を講ずべき事項」に基づき、特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画である「実施計画」を策定し、平成24年12月7日に原子力規制委員会に提出



※原子力規制委員会は、当該実施計画の妥当性を評価し、認可するとともに、実施計画の認可後は、実施計画に基づき事業者が適切な対応を行っているか进行检查する

実施計画の認可までのプロセスとこれまでの審議状況

実施計画の提出（平成24年12月7日）

○特定原子力施設監視・評価検討会による審議（H25.5.15現在）

第1回(H24.12.21): 全体説明

第2回(H25.1.24) : リスク評価, 多核種除去設備

第3回(H25.2.1) : 多核種除去設備, 線量低減対策

第4回(H25.2.21) : 多核種除去設備, 4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性, 3号機燃料取り出しカバー, 1~4号機原子炉建屋の耐震性

第5回(H25.3.1) : 多核種除去設備, 4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性

第6回(H25.3.8) : 多核種除去設備, 全体工程・リスク評価, 燃料デブリ取り出し, 敷地周辺における線量評価

第7回(H25.3.29) : 停電事故

第8回(H25.4.12) : 地下貯水槽からの漏えい他

第9回(H25.4.19) : 地下貯水槽からの漏えい, 汚染水処理の対応 等

○原子力規制庁との面談における個別指摘事項への対応

審議状況・個別指摘事項等を踏まえた**実施計画の全体補正**（準備が整った箇所から順次申請）

○これまでの補正実績

①H24.12.25 : 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の耐震性等の評価

②H25.1.11 : 特定原子力施設の保安について, 福島第一の組織見直しに伴う変更

③H25.2.7 : 特定核燃料物質の防護

④~⑦H25.3.22, 3.29, 4.12, 5.7 : 全体補正1~4回目

⑧H25.5.15 : 全体補正5回目 ←-----本日の提出

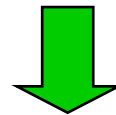
原子力規制委員会ならびに規制庁の確認・評価

実施計画の認可

補正内容の種類

○補正内容の種類

1. 原子力規制庁との実施計画記載方針面談の結果により、実施計画の記載充実が必要と判断した事項
2. 検討の進捗や計画の変更に伴う現場運用の変更により、実施計画へ反映する事項
3. 「東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」※(以下、1F炉規則)の制定に伴う変更



今回（H25.5.15）は、Ⅲ章「特定原子力施設の保安」について補正を提出。
また、「入退域管理施設」に係る内容等については、実施計画認可前の運用開始も想定し、「施設運営計画」および「保安規定」の変更もあわせて実施

※従来の実用炉規則に定める措置の一部について、福島第一原子力発電所原子炉施設の通常の原子炉施設とは異なる特別な状況を考慮し、別途定められた原子力規制委員会規則

【参考】主な補正内容（1 / 4）

1F炉規則制定に伴う変更

- 1～4号炉の定期安全レビューに関する条文追加 （第1編第10条 他）
 - ✓ なお，前回の評価より既に10年が経過しているプラントがあることを踏まえ，評価の起点を1F炉規則適用以降とする注釈を追記。
- 社長報告事象を1F炉規則の要求内容にあわせて見直し （第1編第82条，第2編第121条 他）
 - ✓ 1F炉規則の要求内容にあわせ，1～4号炉では「臨界に達する又はその恐れがある場合」等が追加

【参考】主な補正内容（2/4）

現場運用の変更

- 原子炉注水系における非常用水源に関する条文変更（第1編第19条）
 - ✓ 地下貯水槽からの汚染水漏えいに伴い、ろ過水タンクNo.1へ汚染水を移送したため、非常用水源の選択肢からろ過水タンクNo.1を削除。
- 入退域管理棟の運用開始に伴い放射線管理・放射線廃棄物管理に関連する条文の変更ならびに記載の追加
（第1編第39条、第2編87条の2、第3編 および 施設運営計画その3 1,2,4章 ならびに 保安規定第149条等）
 - ✓ 避難指示区域の見直し及び警戒区域の解除に伴い、これまで「臨時の出入管理箇所」として使用していたJヴィレッジにおける人員のスクリーニング・除染等の臨時の出入管理上の機能を1F所内に移転。（入退域管理棟を設置）
 - ✓ 入退域管理棟の運用開始に伴い、「臨時の出入管理箇所」及び臨時の出入管理箇所における「一時保管エリア」に関する記載を削除するとともに、周辺監視区域図等の図面を変更。

【参考】主な補正内容（3／4）

現場運用の変更（続き）

➤ 新規社内マニュアル（「NP-57廃止措置基本マニュアル」）制定に伴う第3条（品質保証）のマニュアル体系見直しに伴う変更（第1編第3条，第2編第3条 他）

- ✓ 事故後，1F1～4においては，通常のプラントのようなマニュアルの体系的な整理はせず，原子炉注水設備等の維持・管理について，マニュアルを制定。
- ✓ その後，事故後の1F1～4のマニュアル体系を通常のプラントと同様にすべく，1Fマニュアル体系を整備※することに伴い，第3条（品質保証）等の関連する条文を変更。

※：「NP-57廃止措置基本マニュアル」を制定し，原子炉注水設備等の維持・管理を定めたマニュアル等をその傘下に位置づけ。

➤ 1F保安検査官指摘事項を踏まえ，「キャスク仮保管設備に貯蔵されたキャスクについて，密封性能及び除熱性能の監視を行うための監視設備が設置されるまでの運用」を明確化（第1編第36条，第2編第85条，保安規定170条）

- ✓ 監視設備が設置されるまでは，当直長ではなく，機械第三GMが密封性能及び除熱性能が保持されていることを確認することを明記

【参考】主な補正内容（4／4）

その他の変更

保安委員会※の実施計画に関する審議事項明確化（第1編第6条、第2編第6条）

- ✓ 実施計画認可後の保安委員会における審議事項として、**従前の審議事項（設置許可本文の変更等）に相当する事項**として、以下の通り明確化。

《保安委員会の審議事項》

- （1）実施計画「Ⅱ特定原子力施設の設計、設備」本文に記載の基本設計の変更
- （2）実施計画「Ⅲ特定原子力施設の保安」の第1編及び第2編の変更
- （3）その他保安委員会で定めた審議事項

- ✓ **その他保安委員会で定めた事項**（保安検査における指摘事項の対応）や、**保安委員会での審議を要しない事項**（管理区域図の変更等）については、**従前同様の内容**で、社内マニュアル（「NM-24 保安管理基本マニュアル」）に規定する。

※原子力・立地本部長を委員長とし、原子炉施設の保安に関する事項を審議し、確認する社内会議